

意見招請に関する公示

次のとおり調達仕様書案の作成が完了したので、調達仕様書案に対する意見を招請します。

発行日 2015年11月27日

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター システム部

記

1. 調達件名

(1) 自動車リサイクルシステムホームページ 改訂に係る業務委託

2. 意見の提出方法

(1) 意見の提出期限

2015年12月24日(木)17時00分

(2) 提出先

〒105-0012 東京都港区芝大門一丁目1番30号 日本自動車会館 11階

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター システム部

担当者 : 柴野、杉田

電話番号 : 03-5733-8308

FAX 番号 : 03-5733-0120

メールアドレス : 94t6ai@jarc.or.jp

意見については、仕様書案交付時に交付される意見票の体裁に従って記入し、上記の提出先までメールにより提出するものとする。

3. 調達仕様書案の交付

(1) 交付期間

2015年12月10日(木)から2015年12月17日(木)まで

(2) 調達仕様書案の受取手続き

意見招請に参加を希望する者は、以下の内容を記載し、

2015年12月7日(月)までに上記2.(2)のメールアドレスに連絡をすること。

- ・ メール件名 : 「自動車リサイクルシステムホームページ 改訂に係る業務委託 意見招請参加希望」
- ・ メール本文 : 商号または名称、担当部署名、担当者名、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、

調達仕様書案受取希望日

弊財団より調達仕様書案受取日を指定してメールを返信するので、その内容に従って調達仕様書案を受け取ること。

また調達仕様書案の配布は、「秘密保持誓約書」と引き換えとなる。

弊財団ホームページより「秘密保持誓約書」を取得し、必要事項を記入し、押印の上、調達仕様書案受取日に持参すること。

(3) 交付場所

上記 2.(2)に同じ

4. 調達概要(案)

(1) 概要

自動車リサイクルシステムホームページ(以下「JARS-HP」)は、自動車ユーザー、自動車関連事業者やメーカー等が自動車リサイクルシステムを利用するためにアクセスするポータルサイトであり、システムを利用するにあたって必要となるリサイクル制度及びリサイクルシステムに関する情報を掲載している。

JARS-HP は 2005 年の公開以降、大規模な見直しは実施されておらず、より適切な情報発信・アクセシビリティ向上を図るため、全面的な改訂を行うものである。

本調達(予定)では、Web 等に関する高い専門性や多様な実務経験が必要であることから、外部の開発ベンダーに業務を委託するものである。

なお、本調達の詳細は、2015 年 12 月 10 日より配布予定の調達仕様書(案)を参照すること。

(2) 調達対象

- ・ JARS-HP (<http://www.jars.gr.jp/>)のドメインに含まれる、全 Web コンテンツ
- ・ ニュース・お知らせ・よくあるご質問(<http://www3.jars.gr.jp/>)のナビゲーション部分

以下のコンテンツについては本調達の範囲外となるため、留意すること。

- ・ ニュース・お知らせ・よくあるご質問(<http://www3.jars.gr.jp/>)のナビゲーション部分以外
- ・ 自動車リサイクルシステム(<https://shkn.jars.gr.jp/>、 <http://www1.jars.gr.jp> など)
- ・ 弊財団ホームページ(<http://www.jarc.or.jp/>)

(3) 調達範囲

上記 4.(2)の調達範囲は主に以下を予定している。

- ・ 機能・デザインの全面的な改訂
- ・ 保守期間における、コンテンツの維持・運用

なお、インフラは弊財団既存環境の利用を想定。

(4) 今後の予定(案)

意見招請期間	: 2015年12月10日～12月24日
入札公示	: 2016年1月下旬
契約	: 2016年3月
開発期間	: 2016年4月～
リリース日	: 2017年1月8日
運用保守期間	: 2021年12月31日まで

上記予定は、入札公示の時点で変更される可能性があることに留意すること。

5. 入札参加資格(案)

(1) 次の①～④に該当しない者であること。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。
- ② 破産者で復権を得ない者。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。
- ④ 下記の各号のいずれかに該当すると認められる者であって、その事実があった後2年間を経過していない者。
代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - ・ 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物品の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者。
 - ・ 公正な競争の執行を妨げた者、または公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ・ 競争の参加を妨げ、または契約の締結若しくは履行を妨げた者。
 - ・ 監督または検査に際し職務の執行を妨げた者。
 - ・ 正当な理由が無く契約を履行しなかった者。

(2) 入札範囲の役務全ての業務を第三者に再委託しないこと。なお、業務の一部を第三者に再委託する場合、再委託先にも(5)及び(6)の内容を適用する。

(3) 平成25・26・27年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」の「A」または「B」または「C」の等級に格付けされている者。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度、個人情報保護の認定であるプライバシーマーク、またはこれらに類する資格を有する者。

(6) ホームページに関する設計・構築・移行・運用の経験を有する者。

(7) 入札公示日から起算した過去3年以内に官公庁もしくは財団法人等のホームページで5件以上の実績を有する者。

以上